

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。〕

無線設備規則の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

無線設備規則の一部改正について

2 対象品名

ケーブルテレビ伝送路補完用無線局

3 趣旨及び目的

4K・8K等の超高精細画像を含む放送について、23GHz帯無線伝送システムが活用されている地域においても視聴することができるようにするために、23GHz帯無線伝送システムに係る技術基準を定める。

4 施行予定日

令和2年1月又は2月頃

5 意見提出先

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5810

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間